

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は社会貢献を果たす中で継続的に長期安定的な株主価値の最大化を追求することが、株主の期待に最も応えるものと確信しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが最も重要な課題であると認識しております。特に財務諸表をはじめ重要事項の決定等における適時開示を適切に行い、経営の透明化に常に配慮するとともに、経営者の監視機能として取締役会、監査役会が有効に機能することに十分留意していくことが重要であると考えております。

取締役は経営情報を共有し、法令の遵守・リスクの管理・企業情報の迅速で公正な開示に努め、適正な経営を確保する体制を構築しております。また、監査役3名の全員を社外監査役としており、監査役会は取締役会の経営意思決定、経営陣による業務執行を監督チェックする体制を整えており、内部監査室とも連携し、内部監査報告書を受領し、業務調査結果についてチェックを行う体制も整えております。

コンプライアンス委員会を設置し、役員・従業員の法令遵守、社会的倫理に則した行動の推進、環境に配慮した企業活動の遂行、危機に備えた管理体制の構築を行っております。

また、弁護士を受付窓口とした「内部通報相談窓口」を設置し、社内各部署におけるコンプライアンスリスクを軽減する体制も整えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-2】

当社は、社内的には中期経営計画を策定しておりますが、事業環境の短期的な変動に対し柔軟かつ迅速な経営判断を行うために、中期経営計画は開示しておりません。一方単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じて株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っています。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、経営陣幹部の提案は、会社の活性化や持続的な成長に不可欠なものと認識しております。取締役会や各取締役等への提案は随時受け付ける機会を設けています。取締役会で決議すべき事項については、客観的な立場において十分な検討を行い、承認された提案内容の実行を、各事業分野の担当取締役等が、その実行責任を担っています。

また、経営陣の報酬については、会社の業績、経済情勢、従業員給与その他の報酬に影響を及ぼす事項等を勘案して算定・決定する事を方針としておりますが、現状の報酬制度が常に最適であるという考えに陥ることなく、当社の企業価値を向上させる上で、どのような報酬体系が最適かという点について引き続き検討を重ねてまいります。

【補充原則4-2-1】

当社は短期的な業績変動が大きく、業績連動報酬は採用しておりません。また、自社株報酬も実施していませんが、今後は、取締役がさらに企業価値の向上を意識した経営を出来るような報酬体系を検討して行きます。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、現在社外取締役1名、社外監査役3名を選任しておりますが、社外取締役1名と社外監査役1名(弁護士)を独立役員として東京証券取引所に届出しております。

社外取締役は1名ですが、コーポレートガバナンス報告書の選任理由に記載の通り、豊富な経験と高い見識により独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会でも適切に意見をを行い、当社の社外取締役としての責務を十分果たしています。

今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要性が生じる可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討いたします。

【補充原則4-8-1】

当社は、独立社外取締役、独立社外監査役で構成する情報交換会を今後設置いたします。

【補充原則4-11-3】

当社は取締役会全体の実行性について分析・評価を行っておりませんが、今後は取締役会の機能をさらに活性化させると言う観点からも、分析・評価の手法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先等の関係構築、業務提携または、関係強化に資すると判断した場合に、当該取引先等の株式を政策保有株式として保有することとしております。なお、政策保有株式の議決権行使については、中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断して行使します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員、当社役員が実質的に支配する法人との取引を行う場合は、法令等の定めに従い、取締役会等にて承認、確認を行っております。また、主要株主との取引が発生する場合は、取締役会の承認を受けなければならないことを取締役会規程に定めております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 当社の経営理念、経営方針は当社ホームページ(<http://www.kuribayashishosen.com>)で開示しております。また、決算短信においても中長期的な会社の経営戦略について記載しております。

(ii) コーポレートガバナンスの基本方針は、本報告書の1.「基本的な考え方」に開示しております。

(iii) 役員報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度額内で、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議で決定することが役員規程に定められており、会社の業績、経済情勢、従業員給与その他の報酬に影響を及ぼす事項等を勘案して算定・決定する事

を方針としております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補者の指名を行うにあたっては、代表取締役、管理部門担当役員で検討の上、取締役会に上程し、人格ならびに識見ともに優れその職責を全うすることが出来るものとして取締役会で決議しております。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。

(v) 当社の取締役候補者は担当分野の業務に精通し、適格な業務遂行能力や主導性と業務執行監督の実行性に優れ、適切なリスク管理や部署間の統制感覚を有する等適材適所の観点から総合的に考慮して選任・指名いたします。また、社外取締役および社外監査役については、招集通知に選任理由を開示しております。今後は社外役員以外の役員も含めたすべての役員の選任理由についても開示をします。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、当社の経営の意思決定機関として、法定事項を決議するとともに経営の基本方針ならびに業務執行上の重要事項を決定し、取締役の職務執行の監督を行うことが取締役会規程に定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-10-1】

当社は、取締役の指名・報酬、監査役の指名について、代表取締役、管理部門担当役員で検討し、取締役会に上程して決定しており、選任された社外取締役にも適切な助言を受けて決定します。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、定款で定める取締役12名以内、監査役は4名以内の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としています。

【補充原則4-11-2】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役はその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼務については合理的範囲に留めています。なお、兼務の状況については有価証券報告書等に開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社では、取締役・常勤監査役に対して、自己研鑽と知識習得のために外部研修を実施して、その費用の支援を行っております。また、社外取締役・社外監査役には代表取締役自ら当社グループの歴史、経営理念、経営方針、事業活動を説明するとともに、当社施設の見学を実施して必要な知識を習得する機会を提供しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当取締役を選任するとともに、総務部をIR担当窓口としております。総務部はIRに関係する部署である経理部と連携し、株主、機関投資家等からの取材、対話に対応するとともに、適宜当社ホームページにて決算短信等を掲載し、情報発信を行うなどしております。対話の内容については随時、経営幹部および取締役会に報告しております。また、株主、機関投資家等との対応については、インサイダー取引防止規程に留意して対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
栗林定友	1,992,410	15.81
三井住友海上火災保険株式会社	1,063,000	8.44
栗林英雄	935,033	7.42
王子ホールディングス株式会社	829,458	6.58
日本製紙株式会社	829,458	6.58
株式会社日本製綱所	819,638	6.50
東京海上日動火災保険株式会社	662,054	5.25
三井住友信託銀行	562,000	4.46
株式会社みずほ銀行	443,956	3.52
株式会社栗林商会	350,491	2.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月

業種	海運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
大川 康治	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大川 康治	○	—	金融機関および税理士法人等の経験を通じて、財務会計に関する十分な知見を有しており、また長年物流会社の社外監査役として、経営全般について必要な発言・助言を行っており、経営者として豊富な経験および高い見識が、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断され、社外取締役としての職務を適切に遂行出来ると思料したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。
 会計監査人の監査結果の報告、説明を受けるほか、必要に応じ、会計監査人の往査に立ち会っております。
 監査役は内部統制委員会に監査役と内部監査室長が共に出席する等、必要に応じ随時、情報交換及び協議を行っており、また、内部監査室の監査結果の報告を求め、必要に応じ調査を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上遠野 和則	他の会社の出身者													
廣渡 鉄	弁護士													
伊藤 一泰	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上遠野 和則		――	監査体制の中立性を高める人材であり、長年金融業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すると思料されること。
廣渡 鉄	○	――	企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。又、弁護士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されること。
伊藤 一泰		――	監査体制の中立性を高める人材であり、長年金融業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すると思料されること。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、監査を通じて経営監視機能を果たし得る、財務・会計に関する高度な知見を有する者を社外監査役に選任しております。また、社外監査役の独立性について、客観性の担保による監査の実効性確保と経営監視機能の強化、一般株主及び投資者の利益保護の観点から、非常に重要であると考えており、3名の社外監査役のうち1名を、当社と利害関係を有さない独立した法律専門家より選任しております。そして、これら社外監査役は、監査役会及び取締役会への出席その他における情報交換と協議を通じて、専門的知見に基づく監査の視点と、独立した第三者としての客観的な視点から厳格かつ適切な監査及び助言・指導を行い、当社におけるコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

必要としていないため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 取締役および監査役の報酬等の額
 - 取締役 10人 149,376千円
 - 監査役 3人 17,453千円
 - 合計 13人 166,830千円
- (注) 1.上記の他に、使用人兼務取締役の使用人給与相当額26,376千円があります。
 - 上記のうち、社外役員の報酬等の総額は23,207千円であります。
 - 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労金引当金12,156千円を含んでおります。
2. 当事業年度において取締役および監査役が受けた退職慰労金の額無し

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

上記選任理由に記載のとおり専門知識を活用し、「コンプライアンス委員会」「内部統制委員会」等への助言およびチェックを行うよう努め、内部監査室との連携を強化いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、既述の通り監査役設置会社の形態を採用しており、法の定めに従い、株主総会の下に、取締役会および代表取締役、監査役および監査役会、ならびに会計監査人を設置しております。また、これに加え、業務執行、監査・監督等の機能を強化するために組織を必要に応じて配置しております。

1. 業務執行・監督機能

業務執行ならびに経営の監督につき、法定の機関に加え、その活動をサポートする複数の会議体を設置し、その機能強化を図っております。

(1) 取締役会

取締役会は、提出日現在で9名の取締役で構成し、毎月1回定例で開催する他、必要に応じ、臨時取締役会を機動的に開催しております。取締役会は、経営方針を定め、法令および定款の定める事項につき迅速かつ適正に意思決定を行うとともに、業務の効率性および有効性を含む業務執行の適正性及び妥当性を確保すべく、取締役および代表取締役の職務執行を監督しております。

(2) 代表取締役

社長と会長が代表取締役に選定され、業務執行を担うとともに、対外的には会社を代表しております。

(3) 役員連絡会

常勤取締役を中心に構成される経営会議を定期的で開催しております。この経営会議においては、取締役会議案に関する事前審議及び経営戦略に係る重要事項に関する協議を行うと共に、各部門の業績および各種施策の執行状況ならびに各種懸案事項への対策等につき確認・協議することにより、業務執行に係る意思決定を効率化・適正化し、取締役会の機能強化と経営効率の向上を図っております。

(4) 部門会議

当該部門担当取締役ならびに役付取締役、常勤監査役等で構成される部門会議を定期的で開催し、当該部門における事業計画の進捗を確認するとともに、各種課題とその対応等の重要事項につき協議することにより、業務執行に係る意思決定を効率化・適正化し、経営効率向上の徹底を図っております。

(5) 内部統制委員会

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、当社グループにおける内部統制およびリスク管理体制を統括し、適切に運用しております。

2. 監査機能

監査機能については、監査役および監査役会ならびに内部監査室がこれを担っており、法令・定款および社内ルールの遵守はもとより、企業市民としての自覚に基づく社会における倫理や規範を尊重した当初の事業展開を支えております。

(1) 監査役および監査役会

監査役は、取締役会および部門会議等の各種会議に出席し意見を述べる事ができるほか、毎月1回定例の監査役会を開催し、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、業務執行における法令・定款違反または著しい不当性の有無をチェックするとともに業務の有効性・効率性を担保すべく、コーポレート・ガバナンスに係るさまざまなテーマにつき審議しております。

(2) 内部監査室

代表取締役社長直轄の内部監査室は、グループ企業を含めた業務活動全般に関し内部監査を実施し、業務執行の適法性および妥当性ならびに業務の有効性・効率性を確保する体制の整備・運用状況を検証するとともに、その改善に向けて助言・提言ならびに指導・支援を行っております。

(3) 外部監査人および監査の状況

当社は会社法に基づく会計監査人ならびに金融商品取引法に基づく会計監査人として新日本有限監査法人を選任しており、同監査法人との間で会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

また、金融商品取引法に基づく内部統制監査につきましても、同監査法人が実施しております。

なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会、代表取締役、監査役会との相互監視機能が十分に働いており、外部監査人と内部監査室員とは定期的に情報を交換して、当社グループの内部統制監査を行っております。

今年度の株主総会より社外取締役を1名選任して取締役会に対し、必要な発言・助言を求め、経営の公正化、透明性を十分に確保できると判断し、長年当社の事業内容を把握した取締役と経営における迅速な意思決定を行い、代表取締役である会長と社長の牽制機能が整うと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	連結グループ各社との連携を強化し、連結・個別決算書類の作成を早め、株主総会招集通知の早期発送を実現するべく努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日を外して開催することを検討し、幅広く株主が出席できる体制をつくります。
電磁的方法による議決権の行使	ホームページの充実を図り、ホームページ上から電磁的方法でも議決権を行使できる方法を検討して行きます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しており、現在実施している株主優待制度を活用して、個人株主にPRして行きます。	
その他	ホームページの充実を図り、ホームページによる電子公告制度の導入を検討していきます。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	あらゆる機会を捉えて、モーダルシフトの担い手として環境保全に貢献している事実をPRして行きます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの企業活動は、経済、環境、社会面において、様々なステークホルダーに支えられています。企業の社会的責任を重視し、ステークホルダーの利益、満足度を追求し、信頼を得るための説明責任について常に自覚し、迅速・積極的で公平な情報開示に努めます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は当社における業務を効率的・効果的に遂行させるために、内部統制システムの基本方針を以下のとおり策定いたしました。

「内部統制システムの基本方針」

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令遵守を最重要課題と位置づけており、コンプライアンスマニュアルを作成し、法令等遵守方針、企業倫理方針を定め取締役ならびに従業員に周知しております。
 - (2) コンプライアンスマニュアルに、コンプライアンス委員会の組織を明示し、取締役ならびに従業員の法令遵守のための体制構築を図っております。
 - (3) 法令等遵守体制の有効性について内部監査部門によるチェックを実施し、内部統制システムの構築に努めております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る文書等については、文書管理規程により、適正な保存および管理を行っております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) コンプライアンス委員会規程にコンプライアンス委員会の組織および内部監査規程に内部監査部門による内部監査の実施が明示され、リスク管理体制の構築を図っております。
 - (2) 安全および環境保護の方針に人命と船舶の安全、海洋環境および財産の保全を基本方針とすることを明示しております。
 - (3) 安全管理規程に安全管理の組織が明示され、不測の事態には運航基準、事故処理基準等により適切に対応する体制となっているとともに、再発防止等の対策をとることを明示しております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は取締役会規程および取締役会細則に定める職務権限および決議事項に従い、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制となっております。
 - (2) 取締役会は、法令および定款・社内規程で定められた事項ならびに経営上の重要事項について、毎月1回定期開催される取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会で決議しております。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスマニュアルに法令遵守方針、企業倫理方針を明示し、規程類集にファイルし従業員に周知しております。
 - (2) コンプライアンスマニュアルに従業員の法令・規定違反等の報告体制として、内部通報相談窓口の設置を明示し、内部通報規程による内部通報制度を構築しております。
 - (3) 従業員の法令違反等が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会が違法行為等を是正するための措置を講じるとともに、取締役会へ報告し必要があれば懲罰等の措置をとる体制となっております。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ) 関係会社管理規程にグループ各社の経営状況、経営計画、営業上重要な事項等当社へ報告すべき事項を明示しております。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) 当社グループ各社は、コンプライアンス委員会規程においてコンプライアンス委員会の組織を明示し、各社でコンプライアンスに関する業務を取扱い、必要があれば当社のコンプライアンス委員会へ報告する体制となっております。
 - ロ) 内部監査規程にグループ各社のリスク管理の有効性について、当社の内部監査部門による定期的な内部監査によりモニタリングを実施することが明示されております。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 当社グループ各社は、社内規程において明確にした職務分掌、職務権限に基づいて業務を行う体制としており、取締役等は職務の重要度に応じて規程に明示されている決裁基準に従って職務を執行する体制となっております。
 - (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社作成のコンプライアンスマニュアルをグループ各社に配布し、取締役ならびに従業員に法令遵守方針および企業倫理方針を周知しております。
 - ロ) 内部通報規程により、当社グループ共通の内部通報制度を構築しております。
 - ハ) 内部監査規程に、当社の内部監査部門がグループ会社の内部監査を定期的実施することが明示されております。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 内部監査規程に監査役は内部監査部門の従業員に必要な調査等を指示できることが明示されております。
 - (2) 監査役は必要に応じ内部監査部門が実施する内部監査の報告を求められることができる体制となっております。
8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 内部監査部門の組織変更および従業員の選任に関しては監査役の同意が必要であることが内部監査規程に明示しております。
 - (2) 内部監査部門の従業員が監査役の指示による調査等を行う場合は定期的な内部監査によらず随時実施することが明示されております。
9. 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門の従業員その他の者に報告を受けることができることが監査役会規程に明示されております。
 - (2) 監査役会は法令に定める事項のほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける体制となっております。
 - (3) 監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等について意見交換を行うよう努めております。
10. 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - (1) 関係会社管理規程に監査役はグループ会社から必要な報告を求め、さらに必要と認めた場合は業務および財産の調査をすることが明示されております。
 - (2) 当社およびグループ会社共通の内部通報規程が整備され、内部通報があった場合には必要があれば監査役が出席するコンプライアンス委員会に対処することが明示されております。
11. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことにより不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(1)内部通報はコンプライアンス委員会へ報告され通報した者に不利益な扱いをしてはならないことが明示されており、監査役への報告についても同様な取扱いをする体制とします。

12. 監査役の職務の執行の費用の支払いの方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)グループ各社共通の監査役監査規程に職務執行のため必要と認める費用を会社に請求することができることが明示されており、当社においてもこれを準用することとします。

(2)監査役は取締役会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席すると共に、議事録、稟議書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役、内部監査部門の従業員からの報告を受け連携できる体制となっております。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等の経理関係規程を整備しております。

(2)財務報告に係る内部統制の有効性チェックのため、内部監査部門による内部監査を定期的の実施し、必要があれば是正、改善の対策を実施する体制となっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除のための体制

(1)コンプライアンスマニュアルに、反社会的勢力への対抗を明示し当社およびグループ各社の取締役ならびに従業員に周知し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して会社組織として一切の関係を遮断する体制としております。

(2)警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力および団体に関する情報を収集するとともに組織的な対応が可能となるような体制としております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

